

経済安全保障の観点からの技術流出対策について

2025年6月

貿易経済安全保障局

技術調査・流出対策室

本日のご説明

1. なぜ、今、技術流出対策が重要か
2. 技術流出の経路と事例
3. 技術流出対策のための各施策

1. なぜ、今、技術流出対策が重要か

2. 技術流出の経路と事例

3. 技術流出対策のための各施策

国家安全保障の対象の拡大と経済安全保障

- 近年、国際関係において地政学的競争が激化。国家安全保障の対象は、経済等まで拡大。
- 国家安全保障上の主要な目的の一つは、主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続けること。目的達成のために、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力を主な要素とする「総合的な国力」を用いた、戦略的なアプローチが必要。
- 経済的手段を用いた脅威の存在を踏まえ、自律性、優位性、不可欠性の確保等に向けた措置を講じ、平和、安全、繁栄等の国益を確保する経済安全保障政策の推進が重要に。

<国家安全保障戦略（令和4年12月）>（抜粋）

I. 策定の趣旨

（略）国家安全保障の対象は、**経済、技術等、これまで非軍事とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧**になっている。（略）

V. 我が国の安全保障上の目標

- 1 我が国の**主権と独立を維持**し、我が国が国内・外交に関する政策を**自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産とを守る。**（略）
- 2 （略）我が国の経済成長が我が国を取り巻く安全保障環境の改善を促すという、安全保障と経済成長の好循環を実現する。（略）我が国の**経済構造の自律性、技術等の他国に対する優位性、ひいては不可欠性を確保**する。

VI. 我が国が優先する戦略的アプローチ

我が国は、我が国の安全保障上の目標を達成するために、我が国の**総合的な国力**をその手段として有機的かつ効率的に用いて、戦略的なアプローチを実施する。

- 1 我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素
（1）外交力 （2）防衛力 **（3）経済力** **（4）技術力** （5）情報力
- 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
（5）自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の推進
我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の**自律性の向上**、技術等に関する我が国の**優位性、不可欠性の確保**等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。

<参考：自律性と不可欠性（自民党新国際秩序創造戦略本部提言（令和2年2月））>

- 戦略的自律性**：我が国の国民生活及び社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靱化、**他国への過度な依存を回避**
- 戦略的不可欠性**：国際社会全体の産業構造の中で、我が国の存在が**国際社会にとって不可欠であるような分野を戦略的に拡大**

国際情勢の変化と輸出管理

- 冷戦下、東西の国家間対立を背景に、COCOM（対共産圏輸出統制委員会）の下、共産主義諸国への軍事技術・戦略物資の流出を防止。
- 冷戦終結後、安全保障上の関心は地域紛争やテロへ。東側諸国を含む大国が協力して輸出管理を行うWA（ワッセナーアレンジメント）に移行。
- 近年、ロシアによるウクライナ侵略など、一部の国家が軍事及び非軍事的な手段により国際秩序に挑戦する動き。安全保障上の関心として国家主体が再浮上。

COCOMの時代（戦後～1990年代半ば）

- ・ 冷戦に伴う東西の国家間対立
- ・ 輸出管理の目的は、西側諸国による、東側諸国の封じ込め



WA（ワッセナーアレンジメント）の時代（1990年代半ば～現在）

- ・ 冷戦終結により、安全保障上の関心は地域紛争やテロへ
- ・ 輸出管理の目的は、地域安定やテロ防止のための、不拡散・過剰蓄積防止
- ・ 大国が協力（ロシア等の旧東側諸国も参画）



新たな局面へ

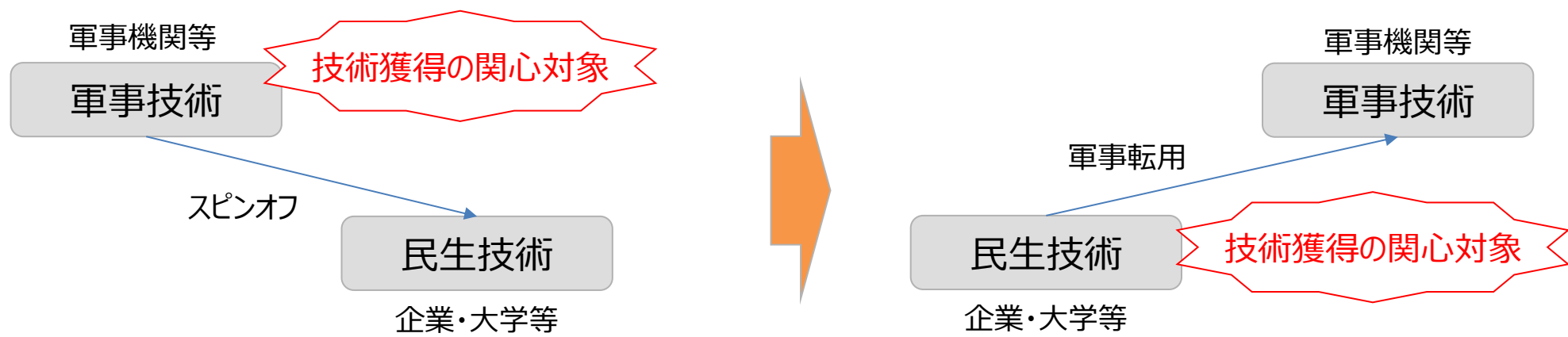
- ・ ロシアのウクライナ侵攻。安全保障上の関心として国家主体が再浮上。

再びCOCOM時代に戻るのか？ ⇒ そのような単純な話ではない。

- － 民生技術主導の時代。軍事技術と民生技術の垣根がなくなっている（デュアルユース）
- － 複雑なサプライチェーン。経済活動と国家安全保障が切れない関係に（経済安保）

民生技術への関心の高まり

- 従来、軍事技術＝先端技術であり、国家により開発された先端的な軍事技術が、民生技術にスピノフされるという構図。
- 近年、研究開発は民間投資が主導。先端分野の多くで民生技術が先行しており、民生技術と軍事技術の垣根もなくなりつつある。
- このため、軍事的関心を持つ国家において、優れた民生技術をいかに獲得し、軍事転用するかという構図に変化。

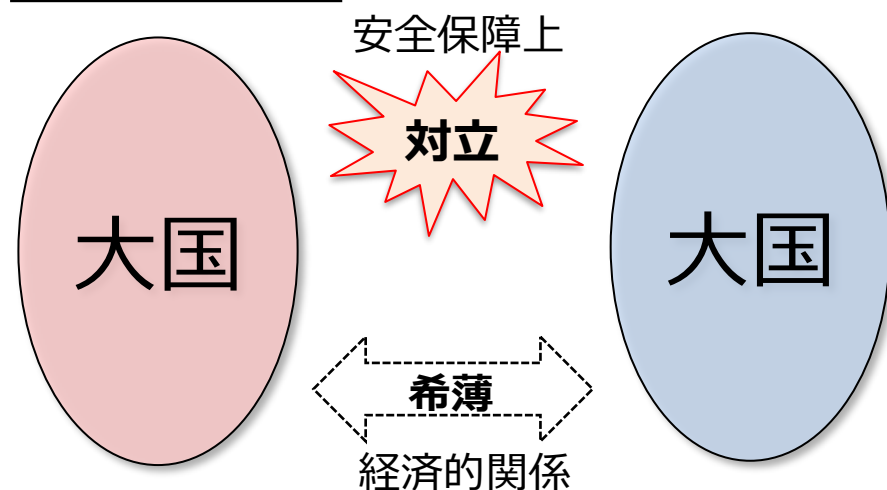


- 企業や大学が、組織的な関心に基づく技術流出リスクに晒されている
- 獲得の関心対象が、“あらゆる”先端技術へ拡大

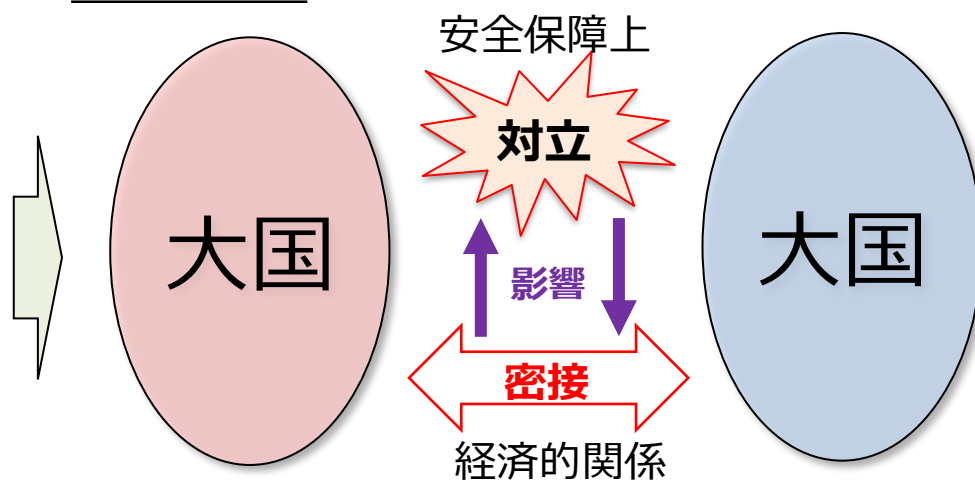
経済安全保障の重要性の高まり

- 冷戦時代、東西諸国は対立していたが、同時に経済的な関係は希薄。
- 近年、大国間の対立が顕在化する一方、既にグローバルなサプライチェーンが構築され、経済的には相互に依存しあう複雑な関係。
- このため、自国の勢力拡大を図るために経済的な威圧を加えるなど、経済活動が手段として用いられるリスクが拡大。経済の自律性や不可欠性の確保が、国家の安全保障上の重要課題に。
- 自律性や不可欠性の力を握るのは民間の技術力。技術優位性の維持・獲得は、単なる産業競争力強化の視点に留まらない各国の関心に。

冷戦時代の状況



近年の状況



- 自律性、不可欠性の基盤は、民間の優れた技術。ゆえに狙われている。

(参考：諸外国の動向 <米国>) 技術管理の考え方 (バイデン政権下)



<サリバン前大統領補佐官の講演 (2024年10月23日)>

<https://www.brookings.edu/events/jake-sullivan-on-the-us-international-economic-agenda-an-update/>

ブルッキングス研究所での講演「米国の国際経済アジェンダ」より (仮訳)

- 中国とのデカップリングではなく、リスク回避を目指すということだ。まず、主要な高付加価値製造能力をすべて他国、特に中国のような競争相手にアウトソーシングしないよう、自らに投資する必要がある。次に、サプライチェーンを多様化し、弾力性を持たせることで、どの国、特に中国にも重要なサプライチェーンを人質に取られないようにする。第三に、small yard, high fenceを通じて先端技術を保護する必要がある。
- …米国や友好国に対して軍事的な優位を得るために先端技術を使用する可能性のある国に、企業が先端技術を販売することを認めるのは理にかなっていない。今となつては、冷戦時代のパラダイムに戻ろうとするのは間違いである。…つまり、国家安全保障と戦略的競争を規定する最も機密性の高い技術のみを管理し、制限する対象を絞るということだ。これは、私たちが「デカップリング」ではなく「デ・リスキング」と言っている意味の一部である。
- (適切な規制を判断するための4つの検討事項として) 一つ目は、どの機微技術が、現時点で、あるいは将来的にアメリカの国家安全保障の基盤となる可能性が高いのか。二つ目、それらの機微技術の中で、私たちが明確な優位性を持ち、競合他社がその差を埋めるために最大限の努力をしそうな分野は何か。逆に、私たちが劣後しており、それ故に最も威圧に対して脆弱な分野は何か。三つ目、競合他社がアメリカの機微技術に対し、自主開発や第三国からの調達を通じ、どの程度まで即時の代替策を講じることが可能か。四つ目、導入した規制について、どの程度の広範かつ緊密な連携を構築し、維持できるか。

(参考：諸外国の動向＜米国＞) 技術管理の考え方 (トランプ政権下)



米国人は米国ファーストの貿易政策の恩恵を受けるべきであり、それに値する。従って、私は、投資と生産性を促進し、**我が国の産業及び技術の優位性を強化し、経済及び国家安全保障を守り**、何よりもアメリカの労働者、製造業者、農民、牧場主、起業家、及び企業に利益をもたらす**強力で再活性化された貿易政策を確立**する。

米国ファーストの貿易政策を検討する大統領指示
(2025年1月20日)

商務長官及び通商代表は、PRCとの恒久的正常貿易関係 (PNTR) に関する立法提案を評価し、これらの立法提案に対する推奨事項を作成する。

国務長官及び商務長官は、(略) 米国の**輸出管理システムをレビューし、戦略的対立国や地政学的ライバルに関する進展**、及びその他の関連する国家安全保障及びグローバルな考慮事項に照らして修正を助言する

財務長官は、(略) 大統領令14105 (**懸念国における特定の国家安全保障技術および製品に対する米国の投資に対処**する) を(略) をレビューし、連邦官報 (89 Fed. Reg. 90398) に掲載された「懸念国における**特定の国家安全保障技術及び製品に対する米国の投資**に関する規定」が国家安全保障上の脅威に対処するための十分な管理を含んでいるかどうかを評価する。

大統領への報告 (2025年4月3日)

2000年に米国が中国にPNTRを付与した後、中国は米国経済の開放性を最大限に活用し、国家主導の資本投資と補助金、**産業の過剰生産能力**、緩い労働・環境基準、**強制技術移転政策**、及び無数の保護主義的措置を利用した。(略) 対中貿易赤字は(略) 2024年には2954億ドルに膨らんだ。PNTRが付与されてから20年以上経過しても、**中国は依然として非市場経済システムを採用**している。通商代表はPNTRに関連する立法提案を慎重にレビューし、大統領に助言した。

米国は、**先進技術が敵対国に流出しないようにする必要**がある。輸出管理は、より簡素化され、厳格化され、より効果的であるべきであり、AIにおける**米国の優位性を促進**し、グローバルな**技術的リーダーシップを主張**する必要がある。

トランプ大統領の米国ファーストの投資政策は、政権が投資政策にどのようにアプローチするか的基础として機能し、海外投資制限を含む。米国ファーストの投資政策に基づき、国家安全保障会議及び財務省は、米企業が繁栄しながらも米国ファーストを掲げ、**米国の国家安全保障の利益を損なわないようにするためのオプション**を評価する。政権の評価予定事項の一つは、**技術の進展及び懸念国の戦略に対応**するために、**海外投資制限の範囲を拡大すべきかどうか**である。

(参考：諸外国の動向＜欧州＞) バステア欧州副委員長演説概要

・・・中国は、我々にとって同時にパートナーであり、経済的な競争相手であり、体制上のライバルでもあります。そして、この最後の2つの側面はますます収束しつつあります。

中国がソーラーパネル業界を支配するに至った経緯を私たちは見てきました。まず、通常は合併事業を必要とする国内の巨大市場への外国からの投資の誘致。次に、必ずしも合法的な手段ではない技術の獲得。3つ目に、国内の供給業者への巨額の補助金供与と、同時に段階的に国内市場を外国企業に対して閉鎖すること。そして4つ目として、余剰生産能力を低価格で世界中に輸出している。

その結果、現在ではEUで設置されたソーラーパネルの3%未満しかヨーロッパで生産されていません。この戦略は、今やクリーンテクノロジーのあらゆる分野、レガシー半導体、そしてそれ以外にも展開されています。中国は景気低迷に対処するために、供給面での支援戦略を倍加させています。

我々の経済はこれに対応できない。それは我々の競争力にとって危険であるだけでなく、経済の安定性をも脅かす。一方的な依存が我々にとって不利に働く可能性があることは、我々はすでに経験済みだ。だからこそ、米国と同様に、ヨーロッパも対応しているのだ。・・・

我々は、ケースバイケースのアプローチ以上のものを必要としている。我々は、体系的なアプローチを必要としている。そして、手遅れになる前に、それが必要なのだ。

(2024年4月9日) (邦訳)

- ① 中国市場への投資誘致
- ③ 国内企業への補助と外国企業の排斥

- ② (非合法手法を含む) 技術獲得
- ④ 過剰生産・供給

経済安全保障に関する産業・技術基盤の強化（基本的考え方）

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 現下の地政学的な変化、破壊的な技術革新の中、各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策強化
- 技術力をてこに、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた我が国において、今こそ取組強化が重要



2. 経済安全保障推進法の成立（2022年5月）：平和と安全、経済的な繁栄等に向け、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取組を法制化

- ① サプライチェーン強靱化
- ② 経済安全保障重要技術育成プログラム
- ③ 基幹インフラの事前届出制度
- ④ 特許出願非公開制度



3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定

- 産業支援策及び産業防衛策を有機的に組み合わせ（Run Faster戦略）ながら、同志国・地域とも協力し、官民連携で、具体的取組を実施するためにアクションプランを整理、提示。

1 産業支援策	2 産業防衛策	3 国際枠組みの構築 産業界との対話
◆ 設備投資支援 ◆ 研究開発支援 等	◆ 輸出管理（含む装備移転三原則） ◆ 投資管理（審査補強を検討中） 等	◆ 日米経済版「2 + 2」 ◆ G 7 等

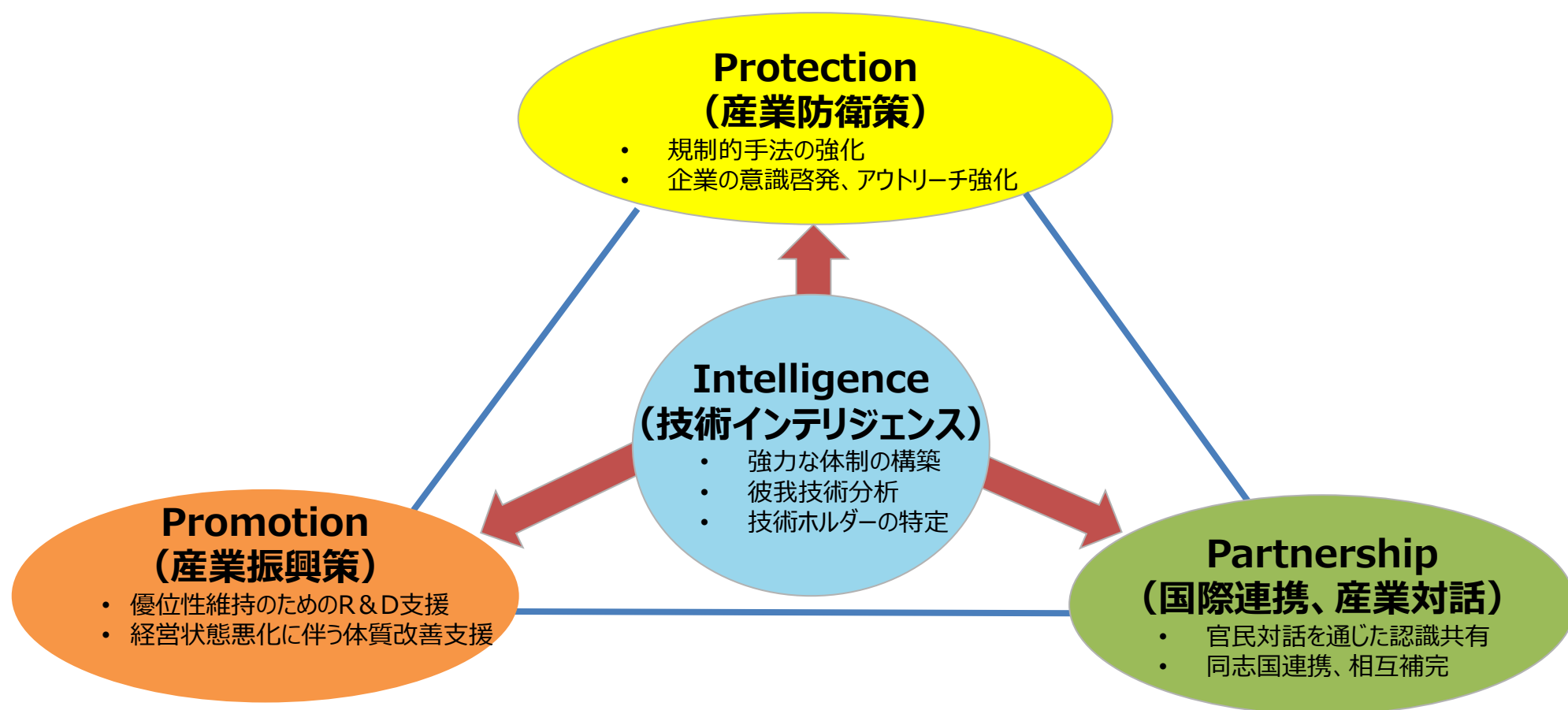
2024年7月に新たに「貿易経済安全保障局」を設置し、司令塔として、上記施策を総合的に推進
その基盤として、経済インテリジェンスと情報保全（セキュリティ・クリアランス）を強化

<貿易経済安全保障局のミッション>

国際ルール形成を主導し、世界のテクノロジーサプライチェーンの中核となる日本を創る。

技術優位性の確保のための3つのP

- 技術流出を防止し、我が国の不可欠性を維持していくためには、産業防衛策（Protection）、国際・官民連携（Partnership）を推進しつつ、産業振興策（Promotion）を通じた技術革新を進めていくことが必要。これら「3つのP」を三位一体のものとして推進していくことが重要。
- これらの施策を推進していくための基盤となる、技術インテリジェンスを強化していくことが重要。



1. なぜ、今、技術流出対策が重要か

2. **技術流出の経路と事例**

3. 技術流出対策のための各施策

多様な技術流出経路

- 技術流出は、非合法的な手法によってのみ生じるものではない。
- 技術流出の経路は多様化しており、その手法も巧妙化。日常的な経済活動を含め注意が必要。

技術流出経路の例

① 生産拠点の海外移転

- ・ 海外拠点設置や海外企業との提携等により、ビジネス拡大を図るケース。
- ・ 技術移転後の漏洩などにより意図せざる技術流出をする場合がある。

② 投資買収

- ・ 買収されるケース。財務基盤強化のために積極的に受け入れても、意図に反して、技術のみを獲得されてしまう場合もある。

③ 人を通じた流出

- ・ 従業員等から不正に技術流出するケース。営業秘密管理を適切に行っていない場合、発覚後の対応ができない場合もある。
- ・ また、優れた技術者を引き抜かれ、ノウハウを失う場合も。

Case 1 : 生産拠点の海外移転に伴う技術流出

【事案の概要】

- 日本の装置メーカーX社は、海外企業Y社に対してライセンス生産を契約。品質確保のために、事前にY社従業員を招へいし、ノウハウなどを含めて技術指導を実施。
- Y社は、数台の生産を行った後、販売不振を理由に契約を終了。その後、別の現地企業が、極めて類似の製品を生産・販売するようになり、X社はシェアを喪失。
- 国内企業間での類似の商慣習に基づき、契約書も不十分であったことから、何も対処することができなかった。

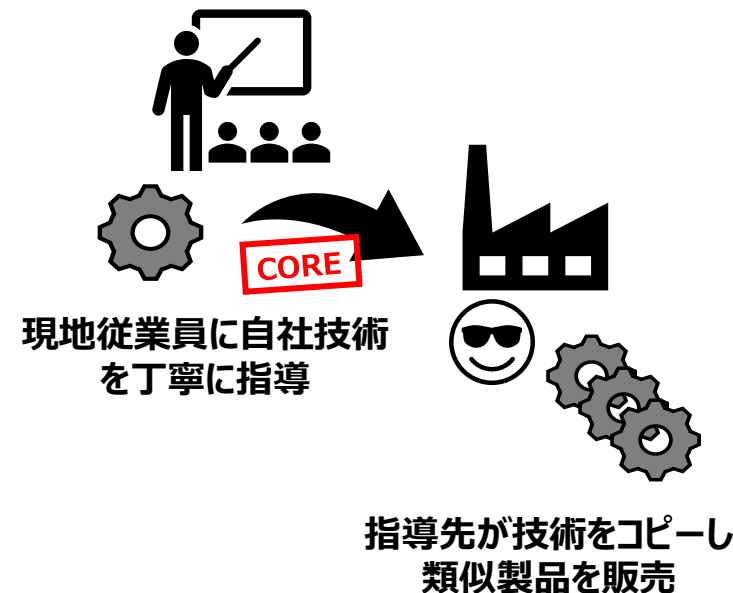
論点

- ・ 現地従業員に自社の技術を丁寧に指導した。
- ・ 同一品を製造されたが、対処できる契約条項がなかった。

本事案からの学びの点

- ・ 対策なしの海外進出・提携は技術流出を招く。
- ・ 全ての技術を提供するのではなく、コアとなる技術の秘匿や特定の素材、部品を日本から持ち込むなど完全にコピーをさせないことが重要。
- ・ トラブルに備えて契約条項は慎重な検討が必要。

関係図



Case 2 : 投資買収に伴う技術流出

- 日本企業のX社は、高い技術力を有していたが、資金難に直面。海外企業Y社からの**資金提供を受諾。その条件として、技術提供を要請される。**
- その後も、追加的な資金需要が生じる度に、Y社から資金提供が提案されるも、**追加的な技術供与や協力関係の深化を要求された。**

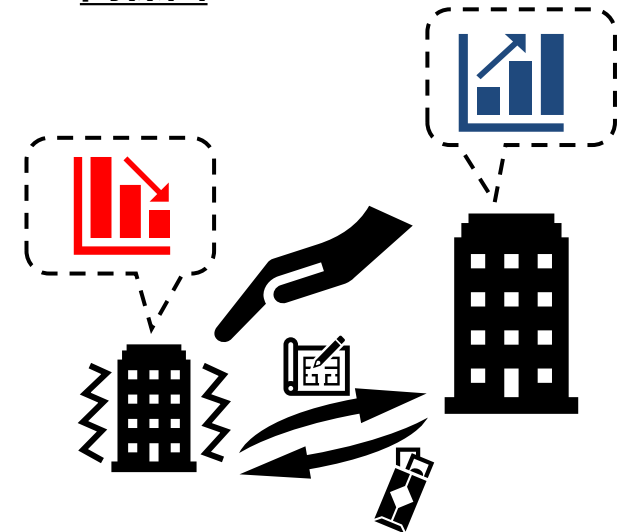
論点

- ・ 海外企業による資金提供の見返りとして、**技術協力**を行った。
- ・ 更なる資金提供の見返りとして、**技術の核心までアクセス可能とするような協力の深化**を条件とされた。

本事案からの学びの点

- ・ 一旦資金提供等での関係を構築すると、**関係の深化**を求められ、最後は**不平等な関係構築**まで求められる可能性がある。
- ・ 関係構築や資金を受け入れる段階で、法律家も交えた**条件の十分な精査**を行うとともに、**メインバンクなど他のステークホルダーとも十分な協議**が必要。

関係図



資金提供の交換条件として、技術提供や不利な条件の合意を迫られる

Case 3 : 人を通じた技術流出

- 日本企業X社のA氏は、ある新製品の開発初期から携わっており、**ほぼ全ての行程に関する技術を把握**。
- A氏は、**外資系企業のY社に転職**。その後、**Y社が類似製品の開発を進めている**との情報あり。
- その過程で、A氏が、X社現役社員B氏（A氏の元部下）に対して、**Y社への転職を勧誘**していたことも発覚。

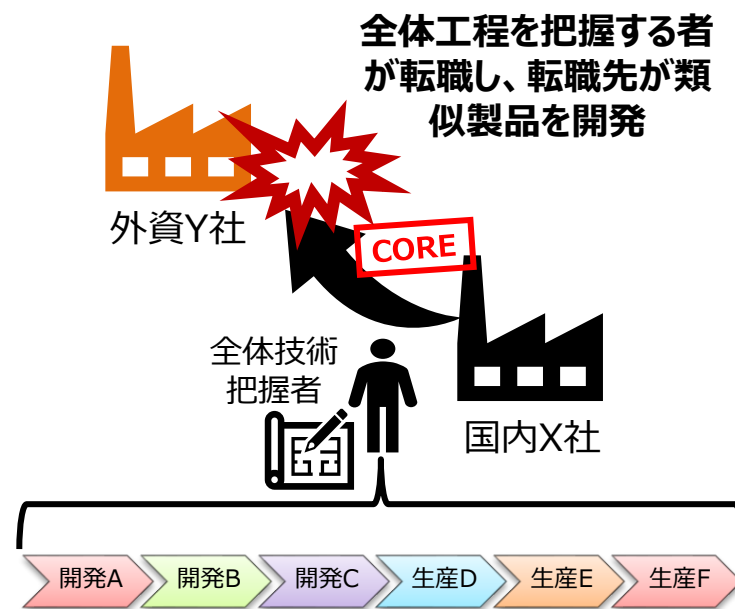
論点

- **全行程を知るキーパーソン**が存在する場合、1人引き抜かれただけで、他社が同様の製品を開発できてしまう。

本事案からの学びの点

- 全ての工程を把握するような重要社員が引き抜かれた場合、技術流出に伴うリスクが格段に増大する。
- **キーパーソンには相応の待遇を与えたり、情報を分割して担当させる**ような工夫を行うことが重要。
- 追加的な引き抜きへの警戒を高めるなども重要。

関係図



Case 4 : 在職する外国人派遣従業員が流出させたケース

- 日本企業X社に派遣職員として在籍していた外国人Aは、ユーザー企業の保守メンテナンス作業を担当。
- Aは、X社の派遣契約終了後に備え、同業他社への就職活動を開始。その際、**X社の内部資料が含まれるデータ一式を記録媒体にダウンロードし、持ち出した上で退職。**

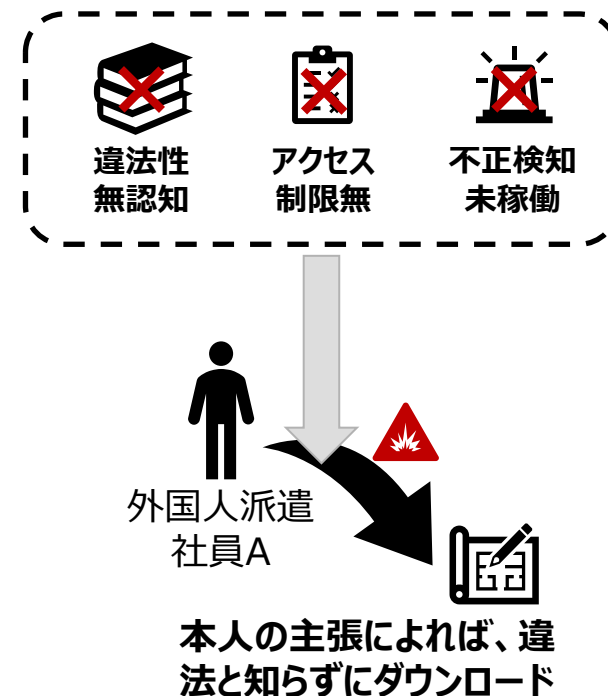
論点

- ・ Aの主張によると、**データ持ち出しが違法であるとは認識しておらず、データ持ち込みが転職先で歓迎されると考えていた。**
- ・ X社は、当該派遣社員に対しても、**内部資料にアクセスできる状態**にしていた。また、ダウンロード時の**不正検知も作用せず**、一旦は持ち出しを許すこととなった。

本事案からの学びの点

- ・ （派遣含む）従業員に対する教育の徹底。特に、外国人は異なる文化、法律に関する常識を有している可能性があり、**専用のカリキュラムを設ける必要**あり。
- ・ アクセス管理とアクセス権の設定を徹底し、**不必要な人員に機密データにアクセスさせないことが重要。**
- ・ データのダウンロードに際しての**検知・確認をシステム化**することが重要。

関係図

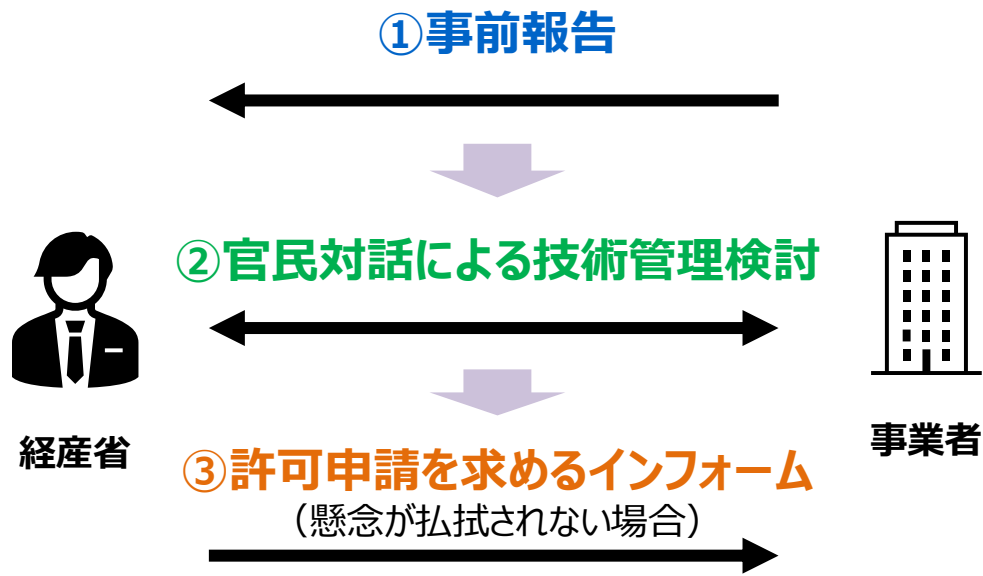


1. なぜ、今、技術流出対策が重要か
2. 技術流出の経路と事例
3. **技術流出対策のための各施策**

外為法に基づく技術管理対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。
- 事前報告対象として、15 技術を指定している（うち 5 技術の追加は2025年6月9日施行）。

＜スキーム概要＞



事前報告の対象技術	
①	積層セラミックコンデンサ（MLCC）
②	SAW及びBAWフィルタ
③	電解銅箔
④	誘電体フィルム
⑤	チタン酸バリウム
⑥	炭素繊維
⑦	炭化ケイ素繊維
⑧	フォトレジスト
⑨	非鉄金属ターゲット材
⑩	走査型／透過型電子顕微鏡（SEM／TEM）
⑪	磁気センサー
⑫	スポンジチタン
⑬	正負極バインダ
⑭	固体電解質
⑮	セパレータ製造装置

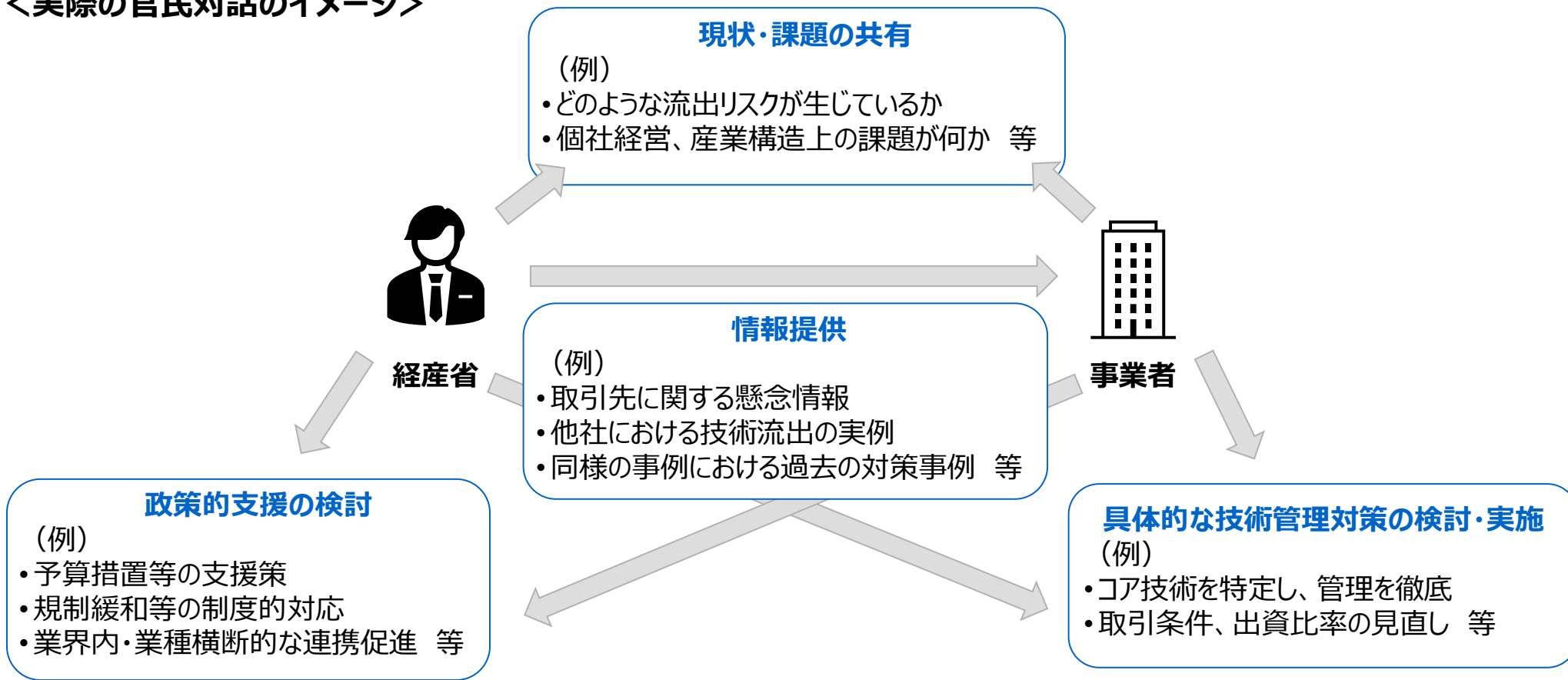
現在の対象

新たに追加

官民対話の必要性・意義

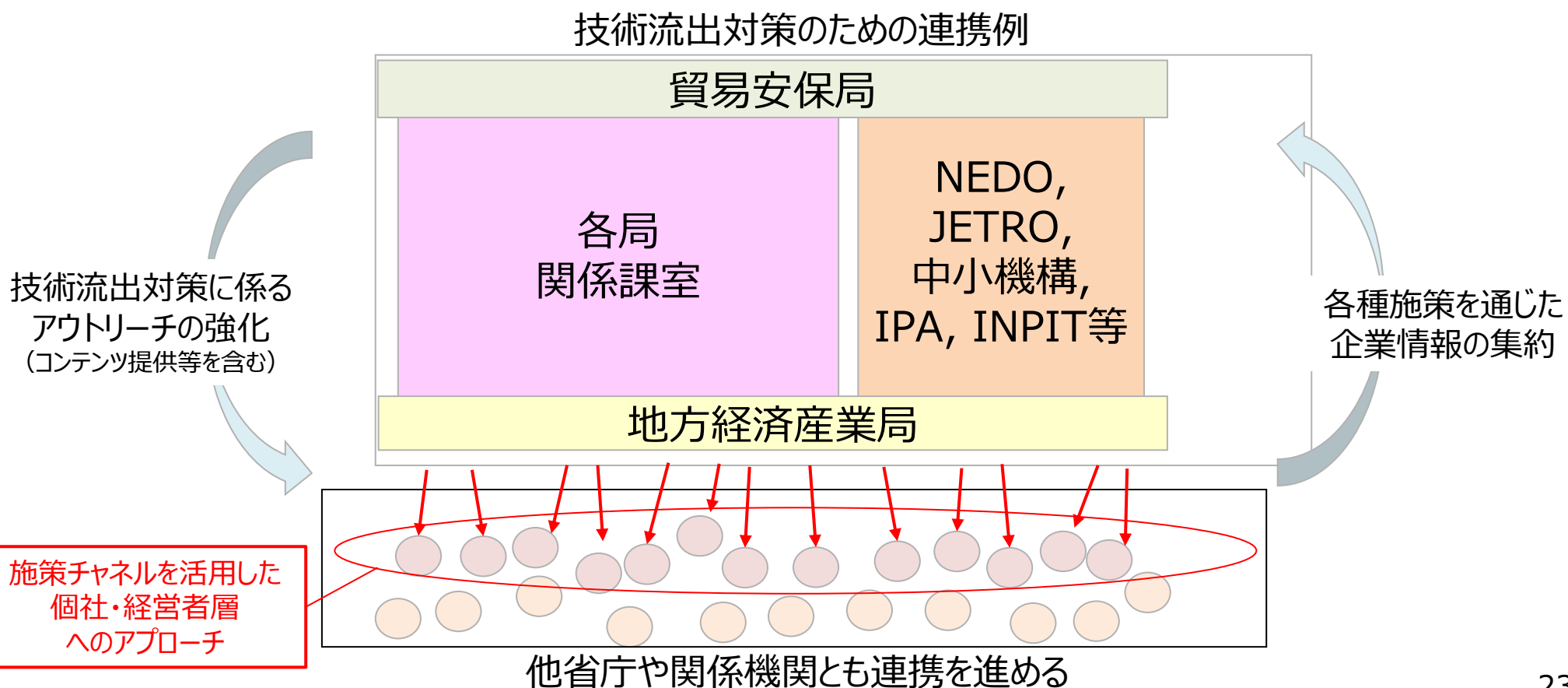
- 安全保障環境が複雑化する中で、**企業単独による技術管理には限界**がある。例えば、経営状態が悪化し、技術移転が避けられない状況にある場合もあり、規制だけでは解決しないケースも存在。
- このため、官民が徹底的な対話を通じ、**直面する現状・課題を共有**した上で、**政策的支援を含む課題解決**に取り組む。また、企業には情報が不足している場合もあり、官からの**情報提供や助言**を積極的に行うことで、協力して有効な技術管理を実現していく。

<実際の官民対話のイメージ>



技術流出対策の強化に向けたアウトリーチ活動の強化

- 技術流出対策は、各企業が、技術管理の重要性を理解し、主体的に取り組むことが必要。各企業の取組を促進するため、参考となるコンテンツの充実を図る。
- 産業界全般に対する広範な働きかけに留まらず、個社、特に中堅・中小企業の場合には経営者層へのきめ細かいアプローチが重要。
- 経済産業省の関係部局と連携しつつ、独立行政法人、関係団体、他省庁、他機関等が有するチャンネルも活用し、地域の中堅・中小企業に対するアウトリーチを強化する。



民間の好事例の横展開① 民間ベストプラクティス集

- 産業界の経済安全保障に対する意識は徐々に高まっているものの、大企業を含め、具体的に何をすればよいか分からないとの声。
- このため、民間の好事例の横展開を目指し、「民間ベストプラクティス集」を策定（令和5年10月）。
- 現在、民間ベストプラクティス集第2．0版を公開中。

【民間ベストプラクティス集】

経済産業省

経済安全保障上の課題への対応
(民間ベストプラクティス集)
—第2.0版—

経済産業省
貿易経済安全保障局
技術調査・流出対策室

想定されるリスク／事象	体制構築 リスクに対する戦略・体制等を整備する	特定 リスクの所在・大きさ等を理解・把握する
技術流出のリスク	I 経済安全保障上の課題に対応するための組織体制の構築 ●意識醸成 ●体制整備	II 技術 ●技術の区分 ●人員配置の工夫 ●接触リスク分析 ●防止策（取引先等）
サプライチェーンのリスク		III サプライチェーンリスクへの対策 ●供給網の可視化 ●リスク分析 ●防止策（サイバー） ●防止策（制裁・紛争等）

1. 経営層の経済安全保障リスクリテラシー強化

● 経済安全保障という言葉は浸透しつつあるが、事業活動への影響についての理解が及ばず、対策が不十分な企業も存在。
● とりわけ経営層及びミドルマネジメント層が経済安全保障の重要性を理解していないことが原因の一つ。
● 情報の継続的なインプットと、自分事として考える機会を設けることで、日常業務において直面する経済安全保障関連リスクへの感度を向上させることが重要。

A社の例（食品）
・ インテリジェンス活動として①ワシントンDCに事務所を設置、②海外シンクタンクやコンサルタントを通じた現地の最新動向の把握を実施。
・ 上記活動で得られた情報を基に、本社インテリジェンス担当が経営層向けに国際情勢や制裁リスク等に関するレポートを適宜配属している。

B社の例（機械）
・ 経済安全保障に知見のある外部有識者を顧問として招聘し、経済安全保障への対応をテーマとして各事業部門の責任者との1-on-1ミーティングを設定。
・ 各事業部門の責任者は、経済安全保障の影響を自分事として思考し、論じる機会を通じて、普段の業務においても経済安全保障のリスクについて意識するようになった。

経営層のリスクリテラシー強化の実施概要

● 経済安全保障とはなにか？
● 経済安全保障はどのくらい重要か？
● どうすれば経済安全保障リスクを把握できるか？

情報提供
(重要トピック定額配信)

検討機会提供
(1on1MTGなど)

社内組織
ミドルマネジメント層
外部有識者

◆ YouTubeで紹介動画を公開中！



アクセスはこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=pll5RyGy0l8>



◆ 民間ベストプラクティス集の詳細はウェブページをご覧ください

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice2.0.pdf

民間の好事例の横展開② 技術流出対策ガイドンス

- ベストプラクティス集を部分的に発展させ、ビジネスシーンに応じた拡充・体系化を図るべく、企業ヒアリングや、産業界・労組・学識経験者等による研究会での議論を踏まえ、「**技術流出対策ガイドンス**」を策定（令和7年5月）。
- 本ガイドンスは、企業に**義務を課すものではなく、選択肢を示すもの**。完璧な対策はないことを前提に、最大限の努力を促す。今後、技術流出対策について**官民対話を行う際に活用**する。
- 第1版では、「**生産拠点の海外進出に伴う技術流出**」と、「**人を通じた技術流出**」に焦点を絞っている。今後、「**共同研究等の連携に伴う技術流出**」など、**継続的に改訂・拡充**を図る。

【民間ベストプラクティス集】

想定されるリスク／事象	体制構築 リスクに対する戦略・体制等を整備する	特定 リスクの所在・大きさを理解・把握する	対処 リスクの顕在化に備えて影響を回避・軽減・移転する
技術流出のリスク	I 経済安全保障上の課題に対応するための組織体制の構築	II 技術流出の対策	● 技術の区分 ● 人員配置の工夫 ● 接触リスク分析 ● 防止策（従業員） ● 防止策（退職者） ● 防止策（取引先等）
サプライチェーンのリスク	● 意識醸成 ● 体制整備	III サプライチェーンリスクへの対策	● 供給網の可視化 ● リスク分析 ● 防止策（サイバー） ● 防止策（制裁・紛争等）

拡充・体系化

【技術流出対策ガイドンス】

目次	
第0章	はじめに
1	本ガイドンスの目的等
2	意図せざる技術流出が生じうるケース
第1章	生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
0	技術流出事例
1	計画前・計画段階において取り組むべき事項
2	契約締結時に取り組むべき事項
3	海外事業の実施段階において取り組むべき事項
4	撤退・契約終了時に取り組むべき事項
5	その他の取組事項
第2章	人を通じた技術流出への対策
0	技術流出事例
1	技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
2	技術流出した場合に取り組むべき事項
3	技術者の流出に対して取り組むべき事項
4	その他の取組事項
参考資料 技術流出対策チェックリスト	

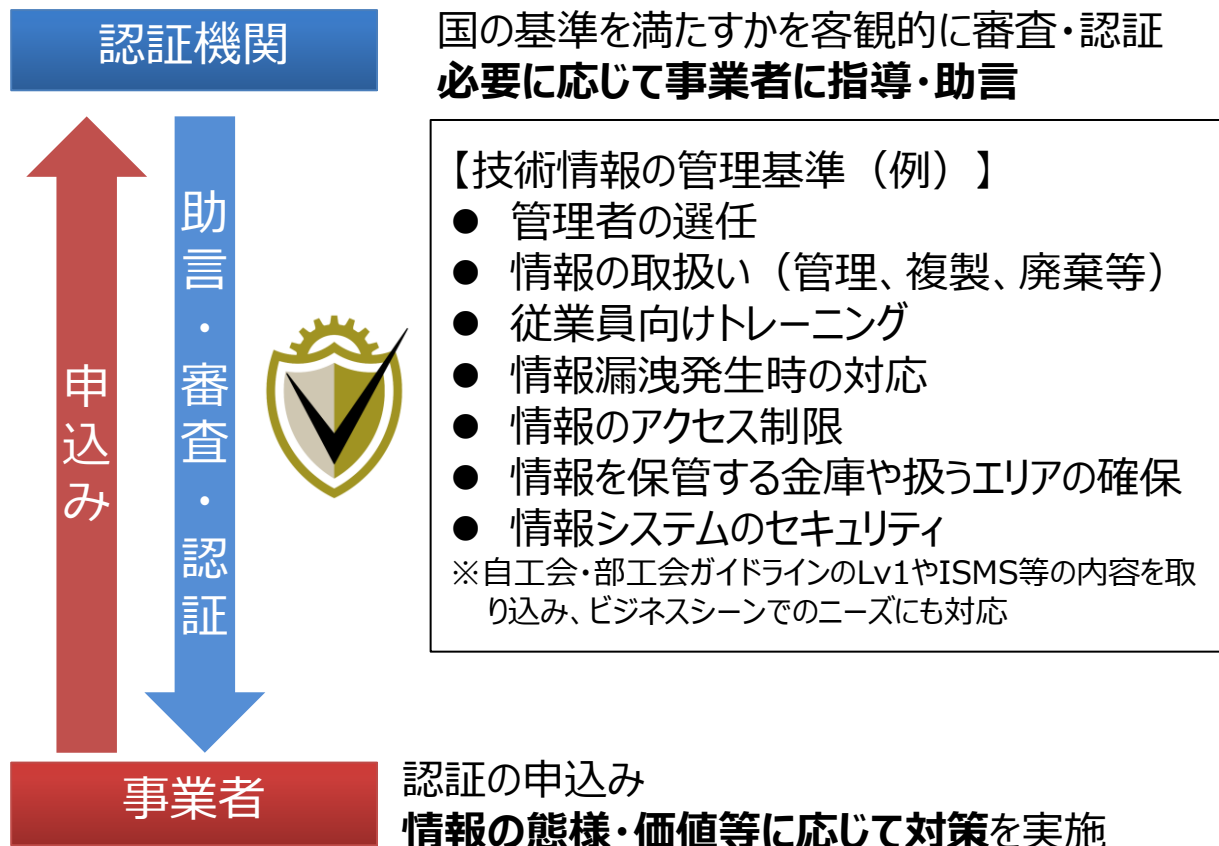
技術流出対策ガイドンス 第1版

経済産業省
貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室

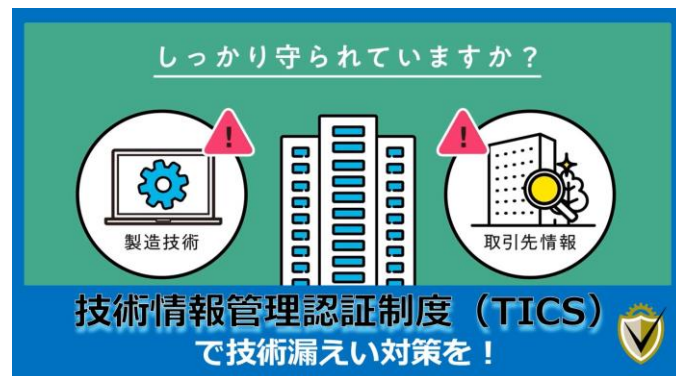
第1章	生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
1.	① コア技術の特定
● 生産拠点の海外進出を検討する際に、どの範囲で技術提供するかは、経営戦略上の重要な判断。輸出管理の対象技術に留まらず、自社の重要技術（コア技術）を安易に海外に移転しない。経営戦略上、海外に移転すると判断する場合は、技術流出対策の一層の徹底が必要。流出対策に自信が持てないまま短期的な利益を追求すると、長期的には競争力を失うことに繋がりかねない。 ● いずれの方針を取るにしても、正しくコア技術特定をすることが前提。これを誤れば、意図しない技術流出を招き、ビジネスを毀損してしまうおそれもある。	
対応策の例	
① 自社の競争力の源泉が何であるかを改めて確認する	● 自社の製品のどのような部分や市場において評価されているかを確認する。 ● その上で、当該競争力は、どのような要素技術によって実現されているかを分析し、コア技術として特定する。 ● 当該プロセスに、現場の技術者も関与させることで、組織全体の意識啓発に繋がることも期待できる。
② コア技術の優位性・重要性を確認する	● 輸出管理の対象であるかに関わらず、優位性や重要性が高いコア技術は、特に取組むべきであることを認識する。 ● 特定されたコア技術が、他企業、特に進出先の国において自獨に開発されうる技術であるか否かを確認する。併せて、市場における将来性やサプライチェーン上の重要性・不可欠性（「ジョー・ポイント」をなす主要・二次の両面）を確認する。また、自社は当該技術を開発するに足る設備（限られた労力や費用、技術開発に至る研究開発活動の持続性など）の確保も有用である。
③ コア技術が、どの様に存在しているかを確認する	● コア技術が、どこに、どのような形態で存在するかにより、自社の管理手法を定めていく。設計段階、製造工程、技術者の研修・ノウハウ、カスタマイズした製造装置に存在しているかなどを確認する。また、コア技術の存在する形態に応じて、当該技術に接する立場にある関係者の範囲や役割等を確認する。

技術情報管理認証制度（TICS）

- 技術流出対策や情報管理を進めるには、社内ルールの策定や体制の構築、情報アクセス制限の付与など、包括的な対応が必要。他方、経営資源に限りがある中小企業には、自社のみで取組を進めることが難しいとの声も寄せられていた。
- 国が設けたTICSでは、企業は認証機関の指導・助言を受けつつ、体制整備等に取り組み、その状況が客観的に審査・認証される。企業の対策を、取引先等に表示することが可能となり、取引先からの信頼性も向上。



◆ YouTubeで概要動画を公開中！



アクセスはこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=IPsdxU1jb2I>



◆ 技術情報管理認証制度の詳細は ウェブページをご覧ください

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html



認証の申込み
情報の態様・価値等に応じて対策を実施

本日のまとめ：ご理解いただきたい点

 当社は軍事技術を持っていないから関係ないですよね？

いいえ、違います。
軍事技術と民生技術の垣根はありません。あらゆる優れた技術が狙われています。



 海外進出せず、海外企業と付き合わなければ安心ですね。

いいえ、違います。
厳しい競争に勝ち抜く上で、海外展開を進めることに躊躇してはいけません。
グローバルに挑戦する前提として、技術流出対策により足元を固めましょう。



 要するに、外為法を守っていればいいんですよね？

いいえ、違います。
外為法は、軍事転用のおそれが高い一部の技術のみが対象です。
技術を守るのは、規制があるからではなく、自社にとって大切だからです。



 一人じゃ難しい！助けてくれるの？

はい、その通りです。
経済産業省では「官民対話」を通じて、できる限りのサポートをしていきます。
また、技術流出対策ガイダンスの整備など、役立つツールの整備も進めます。

